

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

平成19年1月26日（金）

開 催 日 時 平成19年1月26日（金） 午後2時00分～午後3時12分  
開 催 場 所 市役所5階505会議室  
出 席 委 員 堀内敏宏委員長  
小池貞雄委員長職務代理者  
伊藤文代委員  
吉田昌子委員  
坂井康宣教育長  
説明のための出席者 昼間守仁教育部長  
大橋直子教育部理事兼指導課長  
阿部和生教育庶務課長  
中澤史充学務課長  
諸井康次学務課長補佐  
有川知樹指導課長補佐  
有馬哲雄生涯学習推進課長  
阿部裕生涯学習推進課長補佐  
大沼卓郎体育課長  
島林正美公民館長  
蛭田廣一図書館長  
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任  
傍 聴 者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

それでは、ただいまから教育委員会の1月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

はじめに、会議録署名委員を指名します。

本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、堀内でございます。

本日の議題に入ります。

（委員長報告事項）

## ○堀内委員長

最初に、委員長報告事項を行います。

資料№.1をごらんいただきたいと思います。教育委員管外視察研修について、私から御報告をいたします。

この教育委員会の管外視察研修には、私ども5人の教育委員と阿部教育庶務課長の計6人で参加いたしました。初日は、仙台市の教育センターを視察いたしました。この仙台市教育センターと申しますのは、仙台市が政令指定都市になりましたために、教職員の研修を自前で行わなければいけないということになりまして、そのために設置された施設でございます。教職員の研修ですとか、教育に関する調査研究、あるいは教育における情報化への対応といったようなことを中心に運営されておまして、さすがに施設は大変に恵まれているというのか、立派なものでございました。ただし、中で行われている研修そのものにつきましては、結局小平市等々と、それほど大きな差があるものではないというふうに見てまいりました。

そして、翌日でございますが、これは文部科学省が全国3カ所で、順繰りですけれども、開催しておりますコミュニティ・スクールの推進フォーラムに一日参加いたしました。このコミュニティ・スクールにつきましては、平成16年度に文部科学省は法律を改正いたしまして実施に入ったものですが、現在140数校が全国で指定されております。そして、このコミュニティ・スクールの性格、あるいは運営方法、そして、実際にこれを実施している学校の事例報告といったようなことが、報告されておりました。その中で文部科学省を含めてコミュニティ・スクールのメリットとして挙げていたのは、6点ほどございました。1つは教育とか学校への関心を高めること。2つ目は保護者や地域のニーズを学校運営に反映すること。3つ目は、教職員の意識改革。それから、開かれた、あるいは特色ある学校づくりに役立てる、これが4番目。5番目が、地域連携が充実して、地域の力を活用することによって地域自体も活性化すると。そして、6番目は、子どもらの学びが深まること。これには授業内容の改善やボランティアの活用なども役立っているという説明が行われておりました。

そして分科会では、合計4つの学校の実例が発表されました。宮城県の学校、秋田県の学校、それから世田谷区の小・中学校が各1校ずつの4校が、それぞれの実践例を報告しておりましたが、今ひとつコミュニティ・スクールの本当のねらいと実際に行っていることとの結びつきが、はっきりしなかったように受け取れました。要するに、地域の人に学校の運営を手伝ってもらったという感じ、あるいは事業にボランティアを導入するといったようなところに目がいて、本当に地域と密着した学校づくり、地域密着の教育という部分の本筋を、必ずしも十分に理解していないのではないかというふうに受け取れる部分もございました。しかし、コミュニティ・スクールと申しますのは、結局、地域密着というのか、地域の力、学校の力、そういうものを総合して、みんなが、いわば協力し合って子どもたちを育てていくというところにあるわけですから、そういう意味では、地域ごとにいろんな形があってもいいのかなという気もいたしました。

コミュニティ・スクール関連の御報告は、おおむね以上でございます。資料等を御参照いただ

ければと思います。

**(教育長報告事項)**

**○堀内委員長**

続きまして、教育長報告事項にまいります。

教育長報告事項（１）寄附の受領についてです。教育長から御説明をお願いいたします。

**○坂井教育長**

教育長報告事項（１）寄附の受領について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

〔Ⅰ〕は、小平市立小平第四小学校PTA様から、天体望遠鏡1台、5万9,800円相当を、小平市立小平第四小学校校具備品としての御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、株式会社アリーナ様から、小平市文化振興財団基金への指定寄付として、金3万円の御寄附でございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（２）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

**○坂井教育長**

教育長報告事項（２）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

**○堀内委員長**

阿部教育庶務課長、お願いします。

**○阿部教育庶務課長**

それでは、本日報告いたしますのは、7件でございます。

はじめに、受付番号（77）。事業名、子育てセミナー。主催団体、家庭倫理の会武蔵野。実施期日、平成19年2月15日。会場、花小金井南公民館でございます。昨年度に同団体の「無痛安産セミナー」の後援名義を使用承認しております。入場は無料でございます。

次に、受付番号（78）。事業名、少子高齢化社会対応第2回市民フォーラム「いきいきセカンドライフの楽しみ方」。主催団体、NPO法人、ふれあいアカデミー。実施期日、平成19年

3月11日。会場、小平市中央公民館ホールでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

次に、受付番号（79）。事業名、第10回「ポポロ」童謡コンサート。主催団体、「NPO」日本と世界の愛唱歌をうたう会（通称：ポポロ）。実施期日、平成19年3月21日。会場、ルネこだいら中ホールでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

次に、受付番号（80）。事業名、「食農教育」パネルディスカッション。主催団体、学校法人啓倫学園、国際健康植物科学専門学校。実施期日、平成19年2月18日。会場、学校法人啓倫学園、国際健康植物科学専門学校6階体育館でございます。今回初の承認で、事業のテーマはこれからの食農教育を考えるというもので、入場料無料でございます。

次に、受付番号（81）。事業名、こだいら・雨情うたまつり。主催団体、こだいら・雨情うたまつり実行委員会、財団法人小平市文化振興財団。実施期日、平成19年5月19日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。本事業は雨情祭の復活を目指すもので、野口雨情に関する歌唱、演奏等を市民より公募し、小平霊園に祭られている野口雨情の残した美しい詩への思いをはせる音楽会とするものでございます。入場料500円でございます。

次に、受付番号（82）。事業名、第22回唱歌・童謡・愛唱歌をうたう集い。主催団体、楽しくうたう会・財団法人小平市文化振興財団。実施期日、平成19年3月3日。会場、ルネこだいらでございます。毎年承認しており、入場料500円でございます。

終わりに、受付番号（83）。事業名、ひな祭りパーティー。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日は、平成19年2月25日の予定でしたが、都合により2月24日に変更となっております。会場、上水新町地域センターでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（3）事故報告Ⅰ（12月分）についてです。教育長から御説明をお願いします。

## ○坂井教育長

12月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.4のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明させます。

## ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

## ○大橋教育部理事

12月分の事故報告です。

はじめに、交通事故についてです。管理下の交通事故はありませんでした。管理外の交通事故が小学校で2件、中学校で1件ありました。

小学校では、①小学校2年男子が、自転車で道路を横断中転倒し、額とひざを打撲したというものです。これは、こぶができた程度でした。

②小学校2年男子が、自転車で通りに飛び出し、車と接触し、頭に切り傷、右足に打撲を負ったというものです。

中学校では、③中学校2年女子が、自転車で交差点を横断中、車に接触し、左手の指を打撲し、擦り傷を負ったというものです。

以上3件は、いずれも救急車で病院に搬送されています。

次は一般事故についてです。管理下の事故が小学校で14件、中学校で3件ありました。

登下校時の事故としましては、①小学校1年男子が、下校中、持っていた傘につまずいて転倒し、頭を切ったというものです。通行人が救急車を呼び病院に搬送されました。検査の結果、異常はなしということでした。

小学校の休み時間、放課後等の事故としましては、②小学校2年女子が、休み時間中、鉄棒で手を滑らせ、頭と左肩を打撲したというものです。脳外科で検査の結果、異常なしとのことでした。

③小学校5年女子が、放課後、廊下で他の児童と追いかけてっこをしていて壁の掲示板に頭をぶつけ、裂傷を負ったというものです。病院で医療用のホチキスで2カ所とめたということです。

④小学校2年男子が、休み時間中、他の児童とのトラブルからけんかになり、シュロの葉の先が耳に入り、痛めたというものです。

⑤小学校3年女子が、休み時間中、他の児童とふざけていて、トイレのドアに指を挟み、左手薬指を切ったというものです。レントゲン検査の結果、骨折はしておらず、テープで指を2カ所固定しました。

⑥小学校5年男子が、清掃時間中、他の児童とのトラブルから、投げられたほうきの柄が目に当たり、角膜の表面を傷つけたというものです。これは点眼薬を指し治療したということでした。

⑦小学校4年男子が、休み時間中、昇降口で他の児童が蹴ったボールが天井の蛍光灯に当たり、ガラスの破片で頭を切ったというものです。病院に行き、一針縫いました。

⑧小学校5年男子が、休み時間中、ドッチボールを取りそこね、右手人差し指を突き指したというものです。

次は授業中の事故です。

⑨小学校3年女子が、体育の授業中、倒立でバランスを崩し、両手小指を骨折したというものです。骨がずれ、全治3カ月ということでした。

⑩小学校2年男子が、図工の授業中、芋判の作成中に小刀で左手人差し指を6ミリほど切ったというものです。

⑪小学校5年男子が、体育の授業中、不意にバスケットボールが顔に当たり、左目が炎症したというものです。

⑫小学校6年女子が、体育の授業中、バスケットボールのドリブルをしていて、右手小指を骨折したというものです。

⑬小学校6年男子が、体育の授業中、素振りをしていた他の児童のバットが胸に当たり打撲したというものです。

⑭小学校6年女子が、学級活動でキックベースをしていて、ゴロの処理をしているときに、右手中指を骨折したというものです。

次は中学校の事故です。

休み時間・放課後等の事故としましては、⑮中学校1年男子が、休み時間中、他の児童とふざけていてよろけたところ、廊下の柱に当たり、前歯が欠けたというものです。

授業中の事故としましては、⑯中学校3年男子が、体育の授業中、バスケットボールをしていて他の生徒と接触し、右手の小指を骨折したというものです。

部活動中の事故としましては、⑰中学校2男子が、バスケットボール部の練習中、ボールで右手の人差し指を骨折したというものです。

今回、救急車で搬送されたものは4件、骨折が5件、歯の事故が1件ございました。

以上でございます。

## ○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題は、教育長報告事項（4）、それから議案第44号及び第45号ですが、これは人事案件、あるいは個人のプライバシーを含んだ内容になっております。後ほどお諮りしますが、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと思います。

したがいまして、教育長報告事項（4）を除く3件、普通のとときに比べると大変に報告事項が少なかったのですけれども、この3件を中心に、御質問、御意見等がありましたら、出していただきたいと思います。

それから、先ほど私、委員長報告の中で研修の日時を言い忘れておりました。1月の15日、16日でございます。大変失礼しました。

では何か御質問、御意見ありましたら、どうぞお出してください。

小池委員。

## ○小池委員

これは、先ほど委員長からの御報告がございましたけれども、管外研修につきまして感想を一言申し上げたいと思います。

小平市では、まだコミュニティ・スクールの指定は行っておりませんが、内容的には小平市が今まで平成13年度から取り組んでおりました、この教育改革がようやく5年目に国のレベルで認知され、それがコミュニティ・スクールとして全国的に大きな広がりになりつつあるように思っておりまして、私たちが目指してきた方向というのは間違いなかったことを改めて強く

感じました。

ただ、この内容的には、小平で進めておることと、ここで発表されましたものと、先ほど委員長もちょっとおっしゃったのですが、いろいろと違った点があるようでございます。その点につきまして、ぜひ教育長の方から御説明いただければと思いますが、いかがでございましょう。小平方式の特徴といいますか、それをひとつお願いしたいと思っております。

## ○坂井教育長

仙台会場で、各地区の報告を聞いたところですけども、そのどの報告も、いかにしてボランティアを学校に導入したか、地域のことを生かしたかということが主な内容で、コミュニティ・スクールの組織そのものですか、そのことによって、委員長から先ほど6点ほど紹介されましたけども、具体的にそれが学校経営、あるいは学校運営にどう生かされているかという報告は、余りなかったような気がするのですよね。これは経緯がございまして、文部科学省がコミュニティ・スクールを全国に先駆けて指定した地区での実践報告が、まさに今まで仙台で私たちが見たように、いかに地域の力をまとめて学校教育活動に生かしていくかという、ボランティア導入の報告だったわけです。どうしても先行事例に習って、そういう研究に進んでいくのかなという気が私もしたんですよね。

小平の場合には、もうほとんどの学校で、若干相違はありましても、非常に多くのボランティアの皆さんが学校に入っていて、学校行事だけではなくて、さまざまな授業にも参加していただいているという特徴がございまして、これまでの発表みたいなことだったら小平は別にコミュニティ・スクールでなくてもできるのではないかとか、ボランティア導入だったら、何もコミュニティ・スクールの指定を受けなくてもいいのではないかとという声も、現場にはあるわけです。ただ、小平第六小学校でこの2年間研究していただいたコミュニティ・スクールの研究というのは、むしろ組織をどう生かすことによって学校と保護者、地域が連携して教育活動を創造し、あるいは継承して次の世代に伝えていくことができるかというようなことも研究していますので、ちょっとよそとは趣が変わっていると思っております。

仙台会場でもおっしゃっていたんですけども、仙台ではたしか2校か3校しか指定がないと言っていましたよね。非常に少ないということをやっていたのです。それは、これまでのいろいろな地区のコミュニティ・スクールの取組の中で、必ずしも学校が喜んで引き受けるようなシステムづくりをしていないような気がしているわけなのです。例えば、学校の教職員が校長と一体となって、校長の責任で教育課程を編成するわけですけども、それも承認を受けないと実施できないというのが一般的に混同されています。それから、人事に関しても決していい事例は報告されていないのですよね。学校運営協議会、その地区は理事会と言っていますけれども、学校運営協議会が面接して採用した校長先生と運営協議会のメンバーの意見が必ずしも合わなくて、みずから採用したにもかかわらず翌年は異動させられてしまったという事例を、ほとんどの校長たちは知っていますから、本当にコミュニティ・スクールを導入することによって、自分たちの考える学校経営、教育活動が展開できるのだろうかという、不安をもっているのは事実です。そう



いう意味では、小平ではそういう不安をできるだけ解消したいと思ひまして、その教育課程の承認だけではなくて、企画編成段階から運営協議会の皆さんにもかかわってほしいし、ボランティアの皆さんにもかかわってほしいと。人事に関しても一方的に都道府県教委に意見を申し出るのではなくて、学校と調整しながら、あるいは教育委員会とも話をしながら、本当にその学校にとって子どもたちのために一生懸命働いてくれる先生たちが確保できるような、そんな方法をつくっていけば、学校もある意味では安心してコミュニティ・スクールの導入にちょっと足を踏み出してくれるのではないかと、そんなことも考えています。その他にも予算の問題ですとか、設備の問題ですとか、さまざまな権限が運営協議会の方に付与されていますので、その辺も一方的に付与して学校と運営協議会が対立の構図で歩き出すのではなくて、本当にいっしょに考えを述べながら、調整しながら協議を重ねて、その学校にとって一番いいものを、保護者の皆さんの願いや地域の皆さんの声が本当に学校経営に生かされるような方法が取れる仕組みをつくるのが私は大事だと思っています。小平第六小学校もその方向で研究を重ねていきますので、2月2日の発表をごらんいただいて、校長先生たちも地域の皆さんも、それではこういう方法で私たちも取り組んでみようかというような気持ちを持っていただけることが大事だと思っていますので、そういう方向でやりたいと思っています。

#### ○堀内委員長

今、教育長から御説明があった小平第六小学校ですが、先週の初め、文部科学大臣がわざわざ小平第六小学校を見せてほしいということで、訪問されております。その辺の経緯というのか、大臣とのやり取りの中身を含めて、教育長、ちょっと御報告いただければありがたいんですが。

#### ○坂井教育長

経緯は、私も東京都の担当部長等が来ましたので、東京都教育委員会を通して紹介があつてみえたのかと思ひましたが、そうではなくて、文部科学省コミュニティ・スクール推進フォーラムの東京会場での小平第六小学校の発表を、文部科学省の教育改革担当室の方がごらんになって、ぜひその学校を訪問したいということで、急遽決まったようでございます。

私も、実際に訪問にみえる前に、仙台会場でその担当者の方とお話をして、本当に小平市の方法というのは実は全国的に認知してほしいのだと。だから私たちもぜひ小平に伺いたいと。たまたまいろいろ問題があつた時起こっていましたので、ドタキャンありますかと聞いたら、間違いなく私たちは行くつもりですとおっしゃっておられて、それで安心はしたのですけどね。

実際にみえて、子どもたちの勉強の様子や、そこにかかわっている地域の人たちの姿をごらんになって、とてもいい学校だねということはおっしゃっていただきましたし、座談会の中で今、教育再生会議で話題になっている教育委員会制度のあり方についても御質問がございました。その中で、委員長にも関連して御質問があつたと思うのですけどね。私は正直言って、この教育委員会制度は維持していった方がいいと思っていますし、それは、やはり教育というのは、そのときの首長の考え方によって左右されては子どもも住民も困るわけですので。やはり普遍的なもの

はっきり守っていくということを考えたときに、教育委員会制度は今の制度を堅持していくと。ただし、改善するということは、やはり謙虚に受けとめて改善しなければいけないわけですので、悪いからなくすというのではなくて、悪いところを改める方向で私たちは取り組んでいきたいと思っています。

あと委員長から何かありませんか。

#### ○堀内委員長

いえ、私からつけ加える補足もないんですけれども。非常に真面目にいろんな話をお聞きになって、帰ったあとですね、小平第六小学校と教育委員会事務局と私宛にそれぞれお礼状をいただきました。なかなか政治家として配慮が効いた人かなというふうに思いました。また、先ほど言いましたように、いろいろな問題があって、そちらの方もお忙しいようではあります。

それでは、ほかに。

#### ○小池委員

実は読売新聞で、書写についての未履修の問題が出てきたのですけれども、これについてはいかがでございましょうか。状況、その他わかりましたらお願いしたいと思います。

#### ○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

#### ○大橋教育部理事

1月26日の読売新聞に、書写の不適切授業66校という記事がでました。この記事の中に小平市、青梅市のことが書かれていました。

平成17年度に中学校の書写が適切に実施されていなかったということで、調査結果を、都を通して国に報告したという結果でございます。平成17年度のものでありますから、平成18年度につきましては現在の段階では極めて適切に実施されております。

以上です。

#### ○堀内委員長

よろしいですか。

#### ○小池委員

はい。

#### ○伊藤委員

事故報告のところで、⑥、清掃時間中、他の児童とのトラブルからほうきを投げられた、とい

うところですけども、事故というのが、人が故意に行ったのではなく起きたこと、という意味合いからすると、これは事故の範疇とはちょっと違うのではないかと思うのです。とかく怪我をした子どもの、その怪我の状態などに目がいきがちですけども、他の児童に向かって、危害を加えるようなことを能動的にしてしまった児童に対して、コミュニケーション能力の養成とか、そういったケアをしていってほしいと思います。今どこの学校もいろんな、こういったトラブルに際し、一人一人の児童生徒に対してのケアを非常に丁寧に行ってらっしゃるようですけども、改めて念のため、お願いしたいと思います。

#### ○吉田委員

今の件について、この他の児童とのトラブルというのは、④もそうですし、⑥もそうですよね。これは同じ学校の児童なのでしょうか。あと、この他の児童とのトラブルというのは、どういう形で起こったトラブルだったのかということも教えていただければと思っております。

#### ○大橋教育部理事

子どものけんかの件ですが、例えばゲームの点数が入ったとか入らないとか、そういうことに端を発して口論になり、こういうことになったということが④でございます。

⑥の方は、清掃時間中、最初はふざけあっていたのですが、そのうちけんか状態になってしまったということでございます。

学校は違う学校です。以上です。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

先ほど、教育委員会後援名義のところ、雨情うたまつりの申請が出ておりましたが、これまでの雨情祭とこれからのうたまつりと、どの辺が違うのか、もしおわかりでしたら御説明をいただきたいのですが。

島林公民館長。

#### ○島林公民館長

私の方から、経緯などを御説明させていただきます。

第1回が平成8年5月に行われました。雨情を学ぶという上水南公民館の主催講座が、雨情のうたをうたうという自主サークルになりました。さらに、うたを発表したいなということになりまして、上水南公民館のホールで第1回を実施した経緯がございます。雨情会というのは一つの組織ではなく、雨情の詩を勉強したり、うたをうたったり、近代詩を勉強したりという、いろいろなグループが集まって雨情祭という実行委員会をつくってスタートしたものでございます。これが人気ありまして、翌年にはルネこだいらの中ホールで第2回を実施いたしました。そうしたところ、来場者が多かったため、第3回からは大ホールで実施することになりました。

この事業に対しまして、公民館は、通常は、自主サークルはひとり立ちするまではフォローしておりますので、第1回から共同主催という形でかかわってまいりました。側面からのお手伝いという形でずっと続けてきた経緯がございます。

公民館を利用されている方は、御高齢の方が多く、第8回の頃から高齢化が進んできて、実行委員会も手が足りなくなってきたようでございます。公民館でもその点を検討した経過があるようでございますが、この雨情祭というのは、単なる合唱団の発表会とはちょっと趣が違いまして、非常に高度な学識上の資料をつくられたりしているところがございます。また、愛好者が集まってくたをうたうだけではなくて、市内のコーラスグループ、プロのコーラスグループをお呼びして舞台を構成してございますので、この事業そのものを公民館で継続するのは困難であるという結論に至りました。結果的に第9回を最後にして、終了という形になった経過がございます。

その後、またやりたいという声が、お客様や実施していた方たちから挙がっていたようでございます。その方たちが、支援してくれる賛同者を集めまして、うたう会を結成し市民文化会館の協力を得て、今回新たな第一歩を歩み出したというように聞いてございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

これが終わってしまった背景には、もちろん企画を進めたり、いろいろ指導をしていただいた方の高齢化ということもあったのですが、もう一つには、やはり市の財政事情で十分な補助金を用意できないということもありました。実際に終わるときには皆大変に残念だと、何とか続けられないかという声があったのですが、それが2年間のブランクがあったものの、こういう形で復活できるようになったということが大変に喜ばしいことではないかと思えます。ルネこだいらの大ホールが満杯になるくらい人気があったイベントですから、しかも小平市内だけではなくて、他市というか、かなり遠いところからわざわざこれに参加する人がいたということで、一つの小平の名物にもなっていたものですから、形は少し変わるにしても復活できるということは大変よかったですと思っております。関係者の御努力に敬意を表したいと思えます。

そのほかに、何かございますか。よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

それでは、以上で教育長報告事項（4）除きまして、報告事項は終了といたします。

#### （協議事項）

#### ○堀内委員長

次に日程を変更いたしまして、協議事項を先に審議いたします。

協議事項（1）平成18年度小平市教育委員会表彰について、を議題といたします。坂井教育

長から御説明をお願いします。

**○坂井教育長**

協議事項（１）平成１８年度小平市教育委員会表彰について、説明いたします。資料No.6をごらんください。

本表彰につきましては、先の１２月定例会におきまして協議いただいたところですが、被表彰者に追加がございましたので、再度協議いただくものです。

今回の対象者は、小平市教育委員会表彰等に関する規程第２条第１号ウ「（教科の学習成績を除き、）その他表彰することが適当であると委員会が認める成績を修め、又は行為を行ったもの」に該当する１名でございます。

詳細については、資料をごらんいただきたいと存じます。  
以上でございます。

**○堀内委員長**

ありがとうございました。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

**○堀内委員長**

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、提案どおり了解ということで御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○堀内委員長**

それでは以上で、協議事項を終了いたします。

（議案）

**○堀内委員長**

次に議案を審議いたします。

議案第４３号、小平市教育委員会会議規則及び小平市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いします。

**○坂井教育長**

議案第４３号、小平市教育委員会会議規則及び小平市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規

則の制定について、説明いたします。

本案は、現行の規定中、傍聴しようとする場合は委員長の許可が必要とされているところ、教育委員会の会議については公開を原則としていることに合わせ、また実態に即して、申出制に改めるものでございます。その他、字句の修正等、規定の整理もあわせて行います。

施行期日は、「公布の日から」としてございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長から説明させます。

#### ○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

#### ○阿部教育庶務課長

ただいまの教育長からの説明のとおり、今回、傍聴に関する規定の改正をお願いするものでございます。従来から教育委員会の会議は公開を原則としておりまして、規定上は許可制を申出制に改めるわけでございますが、傍聴の手続きといたしましては、特に変更はございません。

具体的には、教育庶務課の窓口にて所定の用紙にてお申し込みをいただき、傍聴券の交付を受けた上で、傍聴していただくこととなります。

なお、傍聴申出書と傍聴券は、規則の別記様式とはせず、個人情報保護に配慮した様式を別途定める予定でございます。具体的には、従来の傍聴申請簿は、1枚の用紙に複数の方に記入いただくものでございましたが、今後定める新しい様式では、お一人につき1枚の用紙にご記入いただくことにより、個人情報の保護に配慮した内容にしたいと考えております。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。質問のある方。

これは確認ですが、申出制に改めるということは、つまり申し込みをすれば、自動的に所定の手続きさえ踏めば、自動的に傍聴ができるというふうに解していいですか。

#### ○阿部教育庶務課長

そのとおりです。文言上許可という言葉が残っておりましたので、実質的には現在申出制になっておりますが、文言上の規定を改めて、規定上も傍聴の方は原則公開したという形にしたものでございます。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

余り細かいことをお聞きしてもなんですけれども、傍聴については、こちらの判断ではなくて、

傍聴したいという方の希望を尊重することで処理するということですね。つまり我々の方がこの方の傍聴は望ましくないといって制限することはできないと、こういう意味ですね。

#### ○阿部教育庶務課長

傍聴について、傍聴席に入ることができない者という規定をおいております。そこに規定してあります方々は、傍聴に入ることはできません。地方教育行政法上、傍聴が原則公開ということになっておりますので、プライバシー等について傍聴を制限する場合を除いては原則公開、そしてセキュリティ上、傍聴席に入ることができない者等の方々は、原則公開から外れるということになっております。

以上でございます。

#### ○堀内委員長

第4条の規定ですね。確かにこのような方に傍聴席に入られると会議ができないでしょうから。わかりました。

よろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

#### ○堀内委員長

それでは、質疑を終結し討論に入りますが、御意見ありますか。

ー討論省略の声ありー

#### ○堀内委員長

特になければ、討論を省略しまして採決を行います。

議案第43号、小平市教育委員会会議規則及び小平市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項（4）並びに議案第44号及び第45号でございますが、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシー等を含んだ内容です。したがって、これらにつきましては、非公開で審議したいと思います。

議決は挙手でを行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手を願います。

—賛成者挙手—

**○堀内委員長**

挙手全員です。賛成が3分の2以上でございますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと存じます。ただいま14時45分でございますので、15時まで休憩といたします。

**午後2時45分 休憩**